

ご利用の流れ

療育センターのご利用には、下記の手順を参考にしてください。不明な点をご相談ください。

1

見学・相談

お悩みをお聞かせください

2

受給者証発行手続き

市役所にて手続きをします

3

受給者証発行

手続き後、発行されます

4

支援計画相談

今後の支援計画を提案します

5

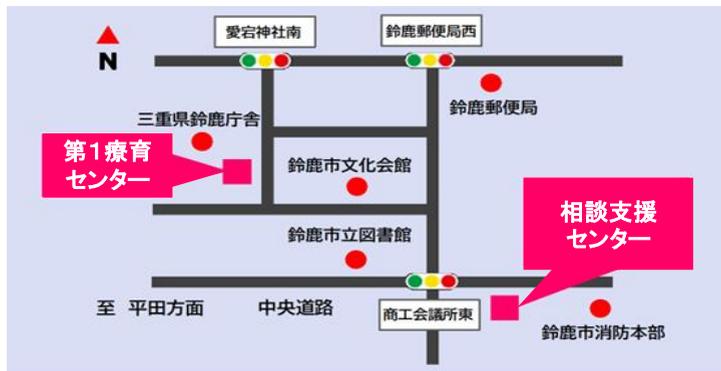
利用開始

専門職のご紹介

療育センターでは、専門知識をもった職員を配置し、それぞれの視点から、お子さま一人ひとりの成長や発達に応じて支援を行います。

- 療育 保育士・児童指導員
- 訓練 言語聴覚士
理学療法士 (第1療育)
作業療法士
- 心理 公認心理師・臨床心理士
- 相談 相談支援専門員

お問い合わせ



第1療育センター 鈴鹿市西条五丁目118-3

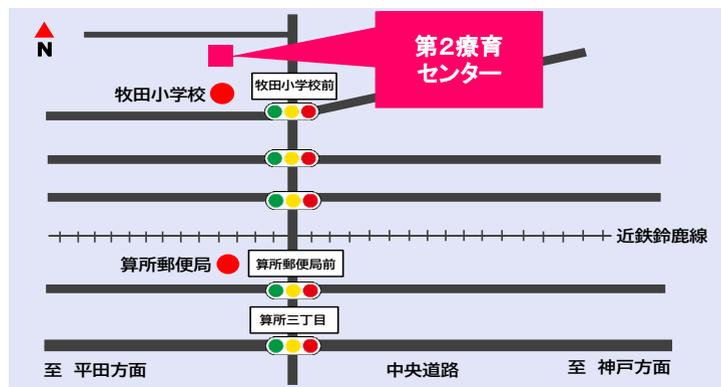
TEL 059-382-3055

FAX 059-382-3065

相談支援センター 鈴鹿市神戸地子町383番地1
(鈴鹿市社会福祉センター内)

TEL 059-373-5275

FAX 059-373-5276



第2療育センター 鈴鹿市岡田町701番地

TEL 059-389-7015

FAX 059-389-7025

 Instagram
鈴鹿市社会福祉協議会



ホームページ QRコード
鈴鹿市療育センター



児童発達支援センター

鈴鹿市療育センター すずりん



第1療育



第2療育

第1療育センター

第2療育センター

相談支援センター

社会福祉法人
鈴鹿市社会福祉協議会

児童発達支援

発達や言葉に遅れや心配のある未就学のお子さまを対象に、様々な活動を通して親子やお友だちとの関係をより深めていき、成長を促していきます。



	訓練	月	火	水	木	金
9:00	●	並行通園クラス 				
10:00	●	未就園児クラス  ・ 肢体不自由児クラス 				
11:00	●					
12:00						
13:00	●					
14:00	●					
15:00	●	並行通園クラス 				
16:00	●					

訓練

専門知識を持つ訓練士が運動や言葉の面など一人ひとりの状況に応じた訓練とお困りごとへの支援を行っています。



放課後等デイサービス

児童発達支援を修了し、小学校の特別支援学級または特別支援学校に在籍しているお子さまに対し、少人数のグループや個別で療育活動や訓練などを行うことで、成長や発達を促します。

保育所等訪問支援

幼稚園や保育園(所)・小学校・中学校・特別支援学校等を専門職員が訪問し、お子さまの様子を観察します。園や学校等と情報共有を図り、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

居宅訪問型児童発達支援 (第1療育センター)

医療的ケアが必要で、療育センターに通うことが困難なお子さまのご自宅を訪問し、療育活動を通して、日常生活における基本的な動作等の発達を促します。

相談支援事業 (相談支援センター)

発達や言葉に遅れや心配があり、日常生活でお困りのお子さまのご家庭や園、学校での様子・進路などについての相談をお受けします。また、福祉サービスを利用するための提案や計画の作成を行います。

療育センターでは、保育士や訓練士による療育や訓練を行っています。

療育とは、お子さまが日常生活を送る中で、困難さや苦手を感じていることに対し、専門性をもつ職員が多角的に支援を行うものです。

お子さまがどのようにしたら生活しやすくなるのかを保護者の方と一緒に考え、一つ一つできることを積み重ね、お子さまの成長に寄り添いながら支援を行います。